

令和8年度 さいたま市放課後子ども居場所事業 入所のご案内

令和8年度の実施について

申込みについて

入所希望月	受付期間	申込方法
4月	令和8年1月5日(月)～ 令和8年1月30日(金)	各運営事業者へお申し込みください
5月以降	利用開始希望日の前月 10 日まで	

※ 申込みの詳細については、4～5ページの「利用申込等の手続き」をご確認ください。

令和8年度の事業実施校と運営事業者

No.	学校	運営事業者	電話番号
1	栄	特定非営利活動法人三楽	048-778-7783
2	植竹	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ	048-764-8149
3	芝川	特定非営利活動法人三楽	048-778-7783
4	七里	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ	048-687-9335
5	大砂土東	株式会社理究キッズ	0800-800-1149
6	大和田	株式会社理究キッズ	0800-800-1149
7	鈴谷	特定非営利活動法人厚生福祉協会	048-826-5812
8	与野本町	株式会社理究キッズ	0800-800-1149
9	神田	特定非営利活動法人厚生福祉協会	048-833-1151
10	大久保	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	048-788-2601
11	常盤	株式会社理究キッズ	0800-800-1149
12	上木崎	株式会社理究キッズ	0800-800-1149
13	本太	社会福祉法人朋仁会	048-887-0666
14	針ヶ谷	株式会社学研ココファン・ナーサリー	03-6431-1861
15	岸町	株式会社理究キッズ	0800-800-1149
16	文蔵	特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ	048-764-8149
17	大谷場東	特定非営利活動法人子ども・高齢者生活支援クラブ	048-832-1440
18	三室	特定非営利活動法人エール	048-782-4966
19	中尾	特定非営利活動法人エール	048-782-4966
20	大門	特定非営利活動法人三楽	048-778-7783
21	道祖土	特定非営利活動法人エール	048-782-4966
22	尾間木	株式会社理究キッズ	0800-800-1149
23	西原	特定非営利活動法人三楽	048-778-7783
24	上里	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	048-788-2601
25	新和	社会福祉法人さいたま市社会福祉事業団	048-788-2601

■ 実施内容

放課後子ども居場所事業とは

利用を希望する全ての児童を対象に、最も身近な小学校の施設を活用して、多様な経験や異年齢間の学びを通じた交流ができる安全・安心な放課後の居場所を提供するとともに、家庭に代わる生活の場を確保し、児童の健全な育成を図り、保護者の就労等と子育ての両立を支援することを目的とし、「放課後児童健全育成事業」と「放課後子ども教室」を一体的に実施する事業です。

利用区分

項目		利用区分	
		区 分 1	区 分 2
利用時間	小学校の授業のある日	放課後～午後5時	放課後～午後7時
	小学校の授業のない日 (土曜日、学校長期休業期間等)	午前8時～午後5時	午前8時～午後7時
開所日		日曜日、祝・休日、年末年始(12月29日～1月3日) 及び市長が特に認める日	
活動内容		【遊びの場】 宿題・自由遊び・ 体験活動など	【遊びの場＋生活の場】 宿題・自由遊び・ 体験活動など
就労等の理由		不要	必要
おやつ		なし	あり

利用料等と減免について

月額利用料等

利用区分	区 分 1	区 分 2
利用料金	4,000円	8,000円
おやつ代	—	2,000円

※ 月の途中で入所、退所をした場合の利用料金は、日割計算となります。

減免による月額利用料等は以下のとおりです。

減 免 事 由	区 分 1	区 分 2	おやつ代	添 付 書 類
生活保護受給世帯、中国残留 邦人等の支援給付受給世帯及 び保護者が里親等である世帯	0円	0円	2,000円	生活保護受給証明書、里親 委託(措置)決定通知書等
令和7年度(令和6年分)の 市町村民税非課税世帯	0円	0円	2,000円	所得・課税(非課税)証明書
令和7年度(令和6年分)の 市町村民税所得割非課税世帯	0円	2,000円	2,000円	所得・課税(非課税)証明書

※ 利用料の減免を受ける場合は、申請書類に加えて上記の添付書類を運営事業者へ提出してください。

対象となる児童

- ① 事業実施校に就学する児童
- ② 事業実施小学校区内に居住し、国立小学校、私立小学校、特別支援学校の小学部に通学する児童
- ③ 区分2を利用する場合は、①又は②に該当し、保護者が以下の表のいずれかの事由により午後5時以降に児童の面倒をみることができない児童

区分2を利用できる事由及び期間

No.	利用事由		利用期間
1	就 労	居宅外又は居宅内において就労していること	就労する期間で、最長で年度末(3月31日)まで
2	求職活動	居宅外において求職活動をしていること	利用を開始した日から2か月以内。ただし、この間に勤務を開始し、就労証明書を提出した場合は、最長で年度末(3月31日)まで期間を延長できる。
3	就 学	就学又は技能訓練をしていること	就学する期間で、最長で年度末(3月31日)まで
4	出 産	妊娠中であるか出産後間もないこと	出産予定日を含め、3か月以内(最長で年度末(3月31日)まで)
5	病 気	病気若しくは負傷の状態であること	左記の事由により、児童が利用を必要とする期間(最長で年度末(3月31日)まで)
	障 害	心身に障害を有していること	
	看護・介護	同居又は別居の親族を常時看護・介護していること	
6	災 害	震災、風水害、火災その他の災害の復旧にあたっていること	災害の復旧が完了するまでの期間(最長で年度末(3月31日)まで)

※ 育児休業取得期間中は区分1の利用はできますが、区分2は育児休業から復帰した場合に利用ができます。

選考について

選考はありません。対象となる児童は、どなたでも利用できます。申込みをいただいた保護者に対しては、令和8年2月頃に「さいたま市放課後子ども居場所事業利用承認(不承認)通知書」にて通知をする予定です。

なお、特別な支援を必要とする場合は、児童の発達状況などをより詳しく理解するため、事前に運営事業者と面談を行うことがあります。

利用料等の納付

利用料等は、各運営事業者へお支払いいただきます。詳しい納付方法は運営事業者へお問い合わせください。

■ 利用申込等の手続き

利用申込

利用申込は年度ごとに必要です。令和7年度ご利用中の方も令和8年度の利用を希望する場合は、改めて申込みをお願いします。

申込方法

各運営事業者へお申し込みください。実施校により異なりますので、申込方法は別紙「実施校ごとの申込方法」をご確認ください。

なお、区役所支援課・支所・市民の窓口、各小学校では申込みの受付を行っておりません。

提出書類一覧

No.	提出書類	区分1		区分2	
	○:必須、△:対象者のみ、×:不要	減免なし	減免を希望	減免なし	減免を希望
1	利用申込書	○	○	○	○
2	家庭状況調書	○	○	○	○
3	児童の記録	○	○	○	○
4	保護者の就労証明書等	×	×	○	○
5	ひとり親であることを証明するもの	×	△	△	△
6	児童に特別な支援が必要であることの証明	△	△	△	△
7	利用料の減免申請に必要な書類	×	○	×	○

○ 利用申込書、家庭状況調書、児童の記録(No.1～No.3)

児童1人につき1枚提出してください。複数の児童が利用する場合は、それぞれ提出が必要です。

○ 保護者の就労証明書等(No.4)

次項の「就労等により保護者が午後5時以降に家庭にいないことを証明する書類」を参照してください。

○ ひとり親であることを証明するもの(No.5)

戸籍謄本、児童扶養手当証書又は認定通知書の写し、ひとり親家庭医療費受給資格者証の写し等が該当します。

○ 児童に特別な支援が必要であることの証明(No.6)

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し、特別支援学級の在籍証明、医療機関の診断書等が該当します。

○ 利用料の減免申請に必要な書類(No.7)

生活保護受給証明書、里親委託(措置)決定通知書、所得・課税(非課税)証明書等が該当します。

※ 申込書類は市ホームページに掲載しておりますので、ダウンロードしてご利用ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/013/p116546.html>



就労等により保護者が午後5時以降に家庭にいないことを証明する書類

No.	利用事由	提出書類
1	就 労	就労証明書(所定の様式を使用) ※自営業の方は、営業許可証、開業届などの写しもあわせて提出してください。
2	求職活動	誓約書 ※入所期間は2か月です。2か月以内に基準を満たす就労を開始した場合は、就労証明書を提出してください。
3	就 学	在学(入学)証明書、カリキュラム表など授業日数や時間がわかるもの
4	出 産	母子健康手帳の写し(出産予定日記載欄)
5	病 気	医師の診断書 ※保育困難であることが明記されていること。
	障 害	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し
	看護・介護	介護申立書および看護・介護対象者の次のいずれかの書類 ・ 身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し ・ 介護保険証の写し ・ 医師の診断書
6	災 害	罹災証明書の写し

※ 保育園等の利用申込みにご用意いただいた書類の写しでも可能です。

※ 保護者が単身赴任等で別居している場合も、別居している保護者の証明書が必要です。

※ 兄弟姉妹2人以上の利用申込みの場合は、各証明書類の原本を1部ご用意いただき、兄弟姉妹分は写しの提出でも可能です。

※ 書類の提出が必要なのは保護者の方のみです。同居する親族の方の書類提出は不要です。

※ 各証明書類は、原則として発行日が3か月以内のものをご提出ください。

※ 各証明書類を受付期間までに準備できない場合は、運営事業者へお問い合わせください。

申込内容に変更が生じた場合

申込み後又は利用開始後に変更が生じた場合は、「さいたま市放課後子ども居場所事業利用変更届」を運営事業者に提出してください。

事前説明会について

令和8年度から新たに実施する12校については、運営事業者が事前説明会を実施します。詳細は市ホームページをご確認ください。

<https://www.city.saitama.lg.jp/003/001/013/p116546.html>



よくある質問と回答

利用に関すること

No.	質問	回答
1	仕事は午後4時30分までですが、お迎えは午後5時を過ぎてしまいます。「区分2」に申し込みをして午後7時まで預かってもらうことはできますか。	通勤時間も含めて午後5時以降、児童の面倒を見ることができない場合は、「区分2」を利用することができます。
2	夏休み等の長期休業のみの利用はできますか。	夏休み等の長期休業のみの利用は可能です。前月10日までに必要書類を提出してください。お手続きにつきましては、各運営事業者にお問い合わせください。
3	お迎えは必要ですか。	午後5時まで：帰宅時の安全面を考慮し、原則として保護者等のお迎えをお願いします。 午後5時以降：必ず保護者等のお迎えをお願いします。 ※時間は目安です。日没の時間を考慮し、時期により異なります。
4	児童の1人帰りは可能ですか。	児童の安全を考慮し、保護者のお迎えをお願いしております。 通院等の都合によりやむを得ない場合は、個別に運営事業者へお問い合わせください。
5	習い事や放課後サービスの職員がお迎えに行くことは可能ですか。	可能です。その場合は、事前に運営事業者と協議を行ってください。
6	保護者ではなく兄弟のお迎えは可能ですか。	児童の安全確保の観点から、原則として保護者によるお迎えをお願いしております。なお、祖父祖母など成人親族によるお迎えは可能です。やむを得ず未成年の兄弟を希望する場合には、運営事業者へご相談ください。
7	一時帰宅等(中抜け)は可能ですか。	児童の安全確保の観点から、原則として放課後子ども居場所事業を降所したあとの再登所(放課後子ども居場所事業のあとに通院し、終了後に再登所する等)や授業終了後に一時帰宅してから放課後子ども居場所事業の利用はできません。
8	利用しない日があっても利用できますか。	利用できます。あらかじめ、欠席等の予定を運営事業者に届け出させていただきます。
9	区分1に登録した場合、残業で午後5時を超えてしまう日は延長して預かってもらえますか。	必ず利用時間内のお迎えをお願いします。不定期でも午後5時を超えることがあらかじめ想定される場合は、利用申請書の特記事項にその旨を記入のうえ、区分2での申込をお願いします。
10	夏休み等長期休暇中の朝の登所は児童のみでも可能ですか。	児童だけの登所は可能で、事前の届け出等も不要です。ただし、新一年生の入学式前の利用期間は、児童の安全のため保護者による送迎をお願いします。
11	年度途中からの利用や退所はできますか。	年度途中からの利用や途中退所は可能です。利用は前月10日まで、退所は前月15日までに必要書類を提出してください。お手続きにつきましては、各運営事業者にお問い合わせください。
12	年度途中で利用区分の変更はできますか。	年度の途中から利用区分を変更することは可能です。前月10日までに必要書類を提出してください。お手続きにつきましては、各運営事業者にお問い合わせください。

利用料金に関すること

No.	質問	回答
1	利用料金の中に保険料は含まれていますか。	含まれています。
2	月に数回の利用でも料金を支払うのですか。	利用頻度に関わらず、利用登録中は月額料金をお支払いいただく必要があります。

申込みに関すること

No.	質問	回答
1	受付期間までに利用申込書以外の提出書類の準備ができない場合はどうしたらよいですか。	各運営事業者へお問い合わせください。
2	利用申込は各区の支援課で行えますか。	利用申込は、各運営事業者に直接お申込みいただけます。各区支援課では受け付けておりません。
3	放課後子ども居場所事業と民設放課後児童クラブの両方に申込みしてもいいですか。	放課後子ども居場所事業は、定員を設けないことから、申込みいただいた方は利用することができます。 民設放課後児童クラブにも申込みいただくことは可能ですが、民設放課後児童クラブと放課後子ども居場所事業の両方を利用することはできませんので、放課後子ども居場所事業を利用する場合は、民設放課後児童クラブに申込みの取り下げをしてください。
4	今後さいたま市に転入予定です。申込み手続きについて教えてください。	通常の申込み手続きに加えて、以下のとおり対応をお願いします。 <利用申込書の記入方法> ・申込者住所…申込み時点の住所(転入前の住所)を記入 ・特記事項…『令和〇年〇月『新住所』に転入予定、〇〇小学校へ入学(または転校)手続き済』と記入 <追加提出書類> ・賃貸借契約書や不動産売買契約書等の新住所が確認できる書類を提出
5	区分2を利用する場合に提出が必要となる「保護者の就労証明書等」は保護者の人数分提出する必要がありますか。	保護者の人数分提出をお願いします。(例:保護者が両親であれば両親分、保護者が祖父母であれば祖父母分) ひとり親の場合には、「保護者の就労証明書等」1枚と「ひとり親であることを証明するもの」1枚の提出をお願いします。

活動に関すること

No.	質問	回答
1	放課後子ども居場所事業はどのくらいの人数の職員が配置されますか。	利用児童数に応じて職員を配置します。 具体的には、区分1を利用する児童については、児童20人につき職員1名以上を配置します。 区分2を利用する児童については、支援の単位(40人以下)ごとに以下のとおり配置します。また、障害等の配慮を要する児童については、児童数に応じてさらに職員を配置します。 ・児童1人以上19人以下…職員2人以上 ・児童20人以上35人以下…職員3人以上 ・児童36人以上40人以下…職員4名以上 <例> 区分1:利用児童数30人⇒職員配置数2人 区分2:利用児童数80人⇒利用児童数40人×2支援の単位⇒4人×2支援の単位=8人
2	どのような方法で全ての児童を受入れるのですか。	学校内にある放課後児童クラブ室(専用室)に加えて、放課後に学校が使用しない特別教室等(兼用室)を活用することで、利用児童数に応じた必要な面積を確保します。また、職員についても、利用児童数に応じた必要人数を配置します。
3	子どもたちはどのように過ごしますか。	室内では、宿題や自由遊び、読書、そして、工作などの体験活動をして過ごします。 また、明るい時間帯は使用が可能であれば校庭を使った外遊びをして過ごします。午後7時までの利用となる区分2を利用する場合は、おやつ の提供もあります。

No.	質問	回答
1	公設放課後児童クラブに申し込みすることはできますか。	事業実施校の公設放課後児童クラブは廃止となりますが、隣接する学区の公設放課後児童クラブに申込みいただくことは可能です。 ただし、放課後子ども居場所事業と公設放課後児童クラブの利用を併用することはできません。公設放課後児童クラブの申込みをしたあとに、放課後子ども居場所事業を利用することが決定した場合は、公設放課後児童クラブの申込みの取り下げをしてください。
2	放課後チャレンジスクールを併用することはできますか。	併用ができます。放課後チャレンジスクールはこれまでどおり実施します。放課後チャレンジスクールの利用につきましては、こちらをご覧ください。 <チャレンジスクールホームページ> https://www.city.saitama.jp/003/002/005/p008423.html
3	放課後デイサービスや市が委託していない民間学童との併用は可能ですか。	放課後デイサービスや市が委託していない民間学童と併用して利用することは可能です。
4	放課後児童クラブを利用する場合には、施設を週3日以上利用する必要があることが要件となっていますが、放課後子ども居場所事業でも同じですか。	「区分1」を利用する場合は、保護者の就労等の要件や利用頻度に関わらず、利用する全ての児童が利用することができます。 「区分2」を利用する場合は、保護者が就労等の理由により午後5時以降に児童の面倒をみるできない日が1日以上ある場合に利用することができます。

市担当部署

さいたま市役所子ども未来局子育て未来部放課後児童課放課後対策係

TEL 048-829-1718

FAX 048-829-2516

■ 実施校ごとの申込方法

学校	申込方法	詳細
栄	WEB	https://npo-sanraku.or.jp/
植竹	郵送	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-4-12-306 特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ 宛
	持参	1月18日(日) 10時30分～11時00分 植竹小学校 体育館
芝川	WEB	https://npo-sanraku.or.jp/
七里	郵送	〒337-0012 さいたま市見沼区東宮下 392 七里小放課後子ども居場所事業 宛
	持参	七里小放課後子ども居場所事業専用室
大砂土東	WEB	http://riq-gakudou.com/saitama-city/
大和田	WEB	http://riq-gakudou.com/saitama-city/
鈴谷	郵送	〒338-0013 さいたま市中央区鈴谷 5-1-1 鈴谷小学校放課後子ども居場所事業 宛
	持参	鈴谷小放課後子ども居場所事業専用室
与野本町	WEB	http://riq-gakudou.com/saitama-city/
神田	郵送	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 2-13-19 浦和第二大栄ビル 3F (特非)厚生福祉協会 神田小学校放課後子ども居場所事業運営事業者 宛
	持参	1月25日(日) 10時30分～11時00分 神田小学校 体育館
大久保	郵送	〒331-0814 さいたま市北区東大成町 1-41-2 さいたま市社会福祉事業団 宛
	持参	公設大久保放課後児童クラブ
常盤	WEB	http://riq-gakudou.com/saitama-city/
上木崎	WEB	http://riq-gakudou.com/saitama-city/
本太	郵送	〒330-0056 さいたま市浦和区東仲町 9-6-3 社会福祉法人朋仁会 宛
	持参	1月12日(月) 15時00分～15時30分 本太小学校 体育館
針ヶ谷	郵送	〒141-8420 東京都品川区西五反田 2-11-8 学研ビル 株式会社学研ココファン・ナーサリー 学童事業部 公設学童課 宛
	持参	1月24日(土)10時～12時、13時～15時 針ヶ谷小放課後子ども居場所事業専用室
岸町	WEB	http://riq-gakudou.com/saitama-city/
文蔵	郵送	〒330-0063 さいたま市浦和区高砂 4-4-12-306 特定非営利活動法人ユナイテッドキッズ 宛
	持参	1月17日(土) 10時30分～11時00分 文蔵小学校 体育館
大谷場東	郵送	〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-1-7 浦和チクラビル1階 特定非営利活動法人子ども・高齢者生活支援クラブ 事務局三上 宛
	持参	1月17日(土)10時～12時、13時～15時 大谷場東小放課後子ども居場所事業専用室
三室	郵送	〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 2丁目606 2階 特定非営利活動法人エール 宛
	持参	1月12日(月) 10時30分～11時00分 三室小学校 体育館

中尾	郵送	〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 2 丁目 606 2階 特定非営利活動法人エール 宛
	持参	中尾小放課後子ども居場所事業専用室
大門	WEB	https://npo-sanraku.or.jp/
道祖土	郵送	〒330-0856 さいたま市大宮区三橋 2 丁目 606 2階 特定非営利活動法人エール 宛
	持参	道祖土小放課後子ども居場所事業専用室
尾間木	WEB	http://riq-gakudou.com/saitama-city/
西原	WEB	https://npo-sanraku.or.jp/
上里	郵送	〒331-0814 さいたま市北区東大成町 1-41-2 さいたま市社会福祉事業団 宛
	持参	上里小放課後子ども居場所事業専用室
新和	郵送	〒331-0814 さいたま市北区東大成町 1-41-2 さいたま市社会福祉事業団 宛
	持参	新和小放課後子ども居場所事業専用室

《 郵送 》

提出は、記録が残る方法(簡易書留など)を推奨します。郵便事故等により書類が未着となった場合には、こちらでは責任を負いかねますので、ご了承ください。

《 持参：放課後子ども居場所事業(針ヶ谷小、大谷場東小を除く)、公設大久保放課後児童クラブ 》

受付時間は、月曜日から金曜日が14時00分～19時00分、土曜日が8時00分～19時00分です。祝日は除きます。なお、土曜日は児童の利用状況により開所していない場合がありますので、事前に運営事業者へお問い合わせください。